黒部市公共建築物等木材等利用推進方針

平成２４年３月３０日

第１　目的

｢公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律｣（以下｢法｣という。）に基づく、国の基本方針並びに県の推進方針に即し、｢黒部市公共建築物等木材等利用推進方針｣（以下｢方針｣という。）を定め、健全な森林の育成、循環型社会の構築や地球環境の保全、林業・木材産業の振興に資することを目的とする。

第２　木材等の利用を促進する公共建築物

（１）当該建築物を整備する者は、国・県並びにこの方針に沿って、建築基準法等の他法令等の基準や木造化することが困難な場合を除き、木造化に努め木材等の積極的な利用に努めるものとする。

（２）防災面や立地条件等から木造化が困難な場合のほか、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合には、木造と他工法との混構造とする。

（３）公共建築物の中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分の木質化を図るものとする

第３　黒部市が整備する公共建築物

（１）木造化の推進

市有施設の建築にあたっては、次に掲げるものを除き、地上３階建て以下かつ延べ床面積が3,000㎡以下の施設は、木造化に努める。また、木造化が困難な場合であっても可能な限り内装等の木質化に努めるものとする。（別表）

①災害時の活動拠点等を有する災害応急対策活動に必要な施設

②治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設

③危険物を貯蔵又は使用する施設

④伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵、展示する施設

⑤その他当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるもの

（２）木質化の推進

市有施設の増築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、周辺環境やコスト、性能等を勘案し可能な限り木質化を進める。

（３）間伐材等の利用の推進

市施工土木工事における、木用資材及び公共施設の工作物等に利用するとともに周辺の環境との調和などを考慮する必要がある場所ではコストの低減を図りつつ、木製ガードレールや木製残存型枠など間伐材等を積極的に利用するものとする。

第４　公共建築物等における木材利用の推進体制に関する事項

黒部市は、法及び国県並びにこの方針を効果的に推進するため、庁内に｢黒部市木材利用推進連絡会議｣（以下｢会議｣という。）を設置し、木材の利用促進を全庁的に進める。

会議は、関係部局が計画又は実施する事業等について木材の具体的な利用方法を検討し、木材の利用推進について総合的な調整を行う。関係部局は、その所管する事業について、木材の利用を促進するため木造化・木質化を積極的に検討し、会議にその結果を報告する。

第５　ＰＲ及び普及

市有木造施設等の管理者は、市内外の来訪者に、木材の特性、意義についてＰＲ及び普及に努める。

附　則　この推進方針は、平成２４年４月１日より適用する。

別表

黒部市が整備する木造化を図る公共建築物

|  |
| --- |
| 建築物の用途 |
| 庁舎・事務所、研修所、福祉施設、学校教育施設、社会教育施設、公民館・集会施設、スポーツ・文化施設、医療施設、公営住宅・職員住宅、宿泊・温泉施設、観光案内・展示・物品販売施設、研究・試験施設、その他公共施設 |